

日本における華僑社會の發展

——中華總商會設立前後事情——

内 田 直 作

はしがき、徳川時代開始の頃から長崎に成立した華僑社會は前清の異族支配、その後の本國における政治的動亂期においても、終始傳統的社會構成を保持し乍ら今日にまで自主的發展を示して來た。かかる傾向は南洋、米國その他の世界各地における華僑社會にも共通する。外觀における商人的利益社會構造にも拘らず内面に血縁關係、郷土關係による共同社會關係がその基盤として深く沈潜していたことが、華僑社會を今日に保全せしめ得た根本要因である。上層の政治的紛争にのみ囚はれることなく、その基盤における中國民間社會の健全な民主的自治構成の眞の姿を正確に把握することが今後の中日提携とその相互理解促進のために要請される。

以下、本稿において徳川時代の寺院團體^(註1)、明治年間に成立した會館公所^(註2)の時期に引續き、前清末民族意識の昂揚と民主的自治構成の繼承により、長崎、神戸、大阪、横濱の各地に成立した中華總商會設立前後の事情を展開して在日華僑社會の發展を劃した第三時期におけるその團體構成の傳統的特殊性を明かにする。なお、本稿の資料検討については故司馬騰驤兄の寛容に負うところ少くない。故人の靈に厚く謝意を捧げる。

(註1) 徳川時代の寺院團體については東京商科大学研究年報商學研究6所載拙稿、「在日華僑團體の沿革」参照。

(註2) 會館については上田貞次郎博士紀念論文集第四卷所載拙稿、「神版中華會館について」参照

一 前清の民間統治方策の革新

清朝は北清事變勃發後三年を経て、光緒二十九年（一九〇三年）十一月上諭として商會簡明章程全二十六款を公布して各省各都市のみならず、海外の南洋、日本、米國等における各都市の華商比較的多數居住するところに商務總會を設立すべきことを命じた。右は清朝が民間諸團體に積極的關心を有し始めた劃期的措置であつた。清朝は民間社會生活の統治方式につき孝順父母、尊敬長上、和睦鄉里、教訓子孫、各安生理、母作非爲の清初の諭示にも明かにされる如く、家父長制原則による宗族觀念と郷土觀念による民間の自律的諸慣行を認容し、非爲をなさない限りはこれを自由放任してゐた。村落並に都市における民間團體の結成については會典その他成文法中に何等規定するとはなく、ただ右の限度を越えない限りは默認され、都市における會館、公所設立の際の地方官署への許可出願もその所有不動産の歸屬を明かならしめるための手續にすぎなかつたようである。但し、右の限度を越えて一定人數以上のものが、姓を異にし乍ら血を敵り、盟を定め、表を焚いて兄弟關係を結ぶところの反清復明を意圖した天地會相似の秘密結社方式を採用する場合は、謀叛でなくともそれに準じて重く處罰された。^(註1)

従つて、都市に於いて家父長制原則により組織された同郷團體乃至は同業團體としての所謂會館公所も不穩の聚衆のない限りは何等當局の忌諱にふれることなくして成立し得た。これ等の都市民間諸團體と官邊との關係は牙稅、厘金、雜捐等の租稅の調達と警察的取締に限られ、それ以外に相互に殆ど恒常的關係の成立を見なかつた。徳治主義の

日本における華僑社會の發展

表現としての慈善團體即ち善堂設立の際に、官邊の勸唱と民間諸團體代表所謂紳董側からの出捐による一致行動が見られる場合があつたにすぎない。都市は官僚と商工業者の所在地であつたが、官僚は隋代以後出身地を任地とすることを禁ぜられ、従つて地方の土語慣習に通することなく多くは尸位素餐であつた。一方、民間側も地方政治に參與することを拒否されていたから、兩者間に明白な隔膜が存在していた。この點、マックス・ウェーバーの指摘した如く、中國の諸都市は古代精神におけるポリスでもなければ、中世における如き都市法もなく、政治的特權を享有する自治都市でもなかつたことは明白である。^(註)

併し乍ら、阿片戰爭後の内亂外患相つぎ、殊に日清戰爭後は國力の疲弊が顯著となると共に、ここに專制支配の舊法を改革し官民の隔膜を打破して民主化を實現し、富國強兵利權の挽回を圖らんとする所謂變法自強説を主唱するものが出た。廣東南海の儒者康有爲を首領とする梁啓超、黃遵憲、譚嗣同、徐勤等からなる維新黨（別稱、憲政黨、保皇黨）これであつた。この時代思潮の變法自強説を背景として商會簡明章程が都市商人團體に對する革新的法規として誕生したのである。

（註一）大清律例新增統纂集成、卷二十五、刑律賊盜上、謀叛條例三、參照。

（註二）Max Weber, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie, Tübingen 1922, I, Bd. Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen, S. 291.

二 變法自強説と商會設立事宜

變法自強説の主唱者康有爲は光緒二十一年（一八九五年）進士及第、工部局主事に任用されると共に、五度上書して清朝の法度を變革しなければ、諸外國の侵交による國土の失陥相次ぎ自強を圖り得ないことを説いた。

清朝は中國統一後、その統治方式として自らの滿洲法典を用いることなく、六朝唐宋元明の遺制を守舊したが、所謂變法とはこの舊法を變革して周漢の古代の法を新に採用することを意味した。即ち、六朝以前周漢の古代に理想社會を描く復古思想であつて、變法自強説を以て古聖先王の道を改め、歐米日本の夷狄の法度に從うとなすの見解は正鵠を失する。變法の内容は「富國、養民、教士、治兵、求人材而慎左右通下情」であり、以て、國恥を雪いで置字を保ち自強を圖るにあつた。更に、變法自強説は官僚專制支配を廢して民主政治の確立を内容とする。「夫の先王の天下を治むるや民のこれに與らざるはなし」とし、古代の民主政治を謳歌する。即ち、古聖先王の道は何れも民主主義であつたとし、古代民主制再現の復古思想と儒教主義の立場を明かにする。革命黨の孫文の如く急進的に倒滿の大旗を掲げなかつたが、その復古思想において清朝の專制支配に嫌らない排滿興漢意識が内包されていた。即ち、維新黨の場合は異族專制支配を漸進的に改革して漢民族の共同意識による民主國家建設の理想を實現することを意圖した、かかる民主制實現の一段階として商會を設立して既存民間自治團體を組織する事宜が論議されたのである。

日本に出使した維新黨の廣東人黃遵憲は「日本食貨志商務篇」^(註)において本學前身の商法講習所と商法會議所の開設が利權の回復殊に生絲貿易の振興に有効に作用したことを指摘する。康有爲の弟子廣東三水人の徐勤は廣東地方の民間團體が一般に歲時伏臘、賓客酬劇の單なる友誼的祭祀團體であること、又廣東七十二行の總會である西共堂の反官的性質、馬來における著名の華工團體海山、義興兩公司の黨争性を指摘し、これ等の民間諸團體の放

一、概論 第十八卷 第四號

恣な發展を抑制して西歐の商會に倣つて組織化し、外商に當るの要を説く。^(註3) 李提摩太 = Timothy Richard も變

法自強説に與し商部を設立し、專官と專律を設けて中國官商の隔絶を除去すべきことを論議した。^(註4)

總理衙門は光緒二十一年（一八九五年）末上奏して商會の前身ともいふべき商務局を各省主要都市に設立せしむべきことにしたが、地方官廳の無關心により一紙官文奉行に終つた。その後戊戌の政變による保皇黨の康、梁等の海外亡命と共に變法自強説は沙汰止みとなつたが、北清事變（一九〇〇年）後は同説の實現化が再燃し、商會設立事宜に關して同年即ち光緒二十六年山東巡撫袁世凱は山東省商業會議所設立案を提示し、翌光緒二十七年（一九〇一年）九月上海駐在鐵路大臣の江蘇武進人盛宣懷は寧波の巨商嚴信厚をして上海に商業會議所を設立せしめた。^(註5)

これ等の先驅的諸現象に續いて光緒二十九年（一九〇三年）七月商部の成立を見、同年十一月上諭として商會簡明章程が奏定され、有史以來始めて都市民間諸團體を統轄的に律する法規の公布を見た。^(註6)

（註1） 皇朝經世文新編、卷一、上今上皇帝第三書、參照。

（註2） 前掲書、卷十二、日本食貨志商務篇、參照。

（註3） 前掲書、卷十三、擬粵東商務公司所宜行各事、參照。

（註4） 前掲書、卷十二、論中國宜特設商部以整頓商務、參照。

（註5） Maritime Customs (China), Decennial Reports, 1892—1901. Vol. I. pp. 126—129.

（註6） 上海縣續志、卷二、建置上、農會商會の條參照。

（註7） 農商法規彙編、第五類工商、參照。

三 商會簡明章程の公布

商會簡明章程冒頭の上奏文にも視はれる如く、歴代の專制支配が商人層の擡頭を危険視した賤商と分離支配政策を一擲して官商間、商民間の阻隔を除き商會の設立よりその整齊統一を圖るに至つた。その要義は一には商民の對立競争の内弊を除き、二には外情を考察して諸外國の經濟的侵略を抵制するにあつた。

同章程第一、二款において既に商會に類する商務公所等の團體あるところはこれを商會に改組し、未存の場合はその地の繁簡に應じて新設し、各行業商の聯絡に當らしめることとした。

商會に準ずる都市商人の集成團體としては既に廣東の九善堂七十二行、汕頭の万年豐、同安の商會局、營口の公議會、重慶の八省首事、沙市の十三幫、臺南の三郊、上海の商業會議所、南洋並に日本各地における中華會館等が存在した。^(註1)その合同の契機は各地の事情により不同であるが、海外の華僑所在地とその郷土の華南地方は早くからの諸外國との接觸による民族意識の昂揚と商人層の經濟的地位の向上からして、その自治的社會機構は特に發達を示して居た。ウィットフォードが、パーゼスやモースの説に従い、牛莊(營口)の公議會と汕頭の万年豐のみを例示し、中國商業ブルジョアジの團結性とその社會的意義を否定したことは正鵠を失する。^(註2)同章程第二款にも「凡各省各埠如前經各行業商公立有商業公所及商務公會等名目者……」とあつて、これ等の多數の前驅的集成團體の存在を證據づけている。

商務繁華の地には商務總會、それに次ぐ地には商務分會を設立し、商務總會は總理協理各一名、分會は總理一名と

一 概論 第十八卷 第四號

し會董の中より公選され商部の任命を受ける。會董は各商家の公舉により才地資望あるもの二十名乃至五十名が選定される。總協理は保商 (Security Merchant) として官府に對し責任的地位に立ち、從つて一般商人の地方官衙、乃至は商部等との交渉は凡て總協理を介し、官府に對する交渉手續は商會に強制的に集中せしめられた。毎週一回總協理會議を開催し重要事項については各會董、各商理事人の出席による公同會議が開催される。商事紛争は凡て先づ商會會董の公平な處斷に従い、兩當事者不服の場合始めて地方官衙へ呈訴せしめる。華洋商間の紛争についても略ぼ同様の手續を経るを要する。なお、附則として商事公斷處章程が公布され各商會に商事公斷處を附設すべきことを命じ、商會の商事に關する自治裁判權を許與する。その他商事情報の提供、商業登記、商業帳簿の統一、更に恐慌時の經濟統制、特に生活必需品の價格安定に關する自治決定權、商品陳列所の設置、版權意匠權特許權の賦與、商會の經費、商業金融、恐慌時の特種金融等に關する諸事項が規定される。即ち、商會簡明章程は歐米日本の商業會議所に範をとる以外既存民間團體の慣行をも採用して廣汎な權限を許與している。

民國出現後同三年 (一九一四年) 九月袁世凱政府は改訂商會法を公布したが、同法は日本商業會議所法の翻譯的法規であつて、實情に即應しなかつたから各商會は新法に準據して改組するに至らなかつた。次いで、翌民國四年十二月これに修正を加へ新商會法四十六條が公布された。修正の要點は強制設立から任意設立となり、商務總會を總商會と改稱し、更に全國商會聯合會の設立が認められたことである。

國民政府の成立後民國十八年 (一九二九年) 八月改めて商會法が公布された。改正の要點は前法において總商會は五十人以上の發起により設立しうることになつていたが、右は紳士買辦階級の個人名義による發起參加を可能ならしめ

るものとしてこれを排斥し、新に五個以上の工商同業公會の發起によることとし、商會が下部商工團體の聯合組織たるべきことを明確にした。先の總商會名を廢止し、別に縣商會、市商會、海外各地の場合は華商商會と改め、更に全國商會聯合會の外、全省商會聯合會の設立が認められた。

以上、商會法は四度の改訂を見たが、その大旨においては當初の商會簡明章程と略ぼ同様であつて、漸次商會の實情に即する改正が重ねられた。この點、翻譯的な中國諸法規中最も實效性ある法規となすことが出来る。なお、商會簡明章程は既存商人團體の慣行である自主的經濟統制、自治裁判、保商責任制度等を採用し實情に即したから、その公布と共に各地に商會の設立は風靡した。即ち、公布の翌光緒三十年（一九〇四年）には北京、上海、天津、漢口、通州、厦門、煙臺等の各地に商會の設置を見た。日本においては、同三十三年に長崎、宣統元年（一九〇九年）に神戸、同二年に大阪の各地に商務總會が設立された。民國三年（一九一四年）末には、商會數は一、二三四、總商會は五五を算した。最高は四川省の一三〇であり、次位は山東省の九二であつて、その普及の速度には驚嘆すべきものがあつた。

（註1） 根岸博士著、支那ギルドの研究（斯文書院昭和十五年版）には廣東七十二行（三一八九頁）、汕頭年豐（二〇八頁）、營口公議會（三二四頁）、重慶の八省會館（三一八頁）、臺南三郊（五七、三二二頁）の説明が見られる。沙市十三幫については皇朝經世文續編卷五十六戶政所載の荆宜施道稟沙市客幫懇變抽釐程批、並に Maritime Customs (China), Decennial Reports, op. cit. pp. 248-9. 参照。

（註2） K. A. Wittfogel, Wirtschaft u. Gesellschaft Chinas, (Leipzig, 1931), S. 713-9. 平野義太郎監譯、解體過程にある支那の經濟と社會（下卷）（中央公論昭和九年刊）三四八—五四頁参照。

日本における華僑社會の發展

(註c) J. Arnold, China, a Commercial and Industrial Handbook (Washington 1926) p. 376.

四 神戸中華商務總會の設立

日本における中華商務總會は光緒三十三年（一九〇七年）八月長崎に設立されたのを嚆矢とする。次いで、宣統元年（一九〇九年）駐日胡維德公使から神戸駐在張鴻領事への勧告により始めて神戸中華商務總會の設立事宜が促進された。その勧告文には、日本貿易が既に間接貿易から直接貿易へと轉換し、日華貿易について棉花、豆粕等の原料、食料品の輸入はトラスト化した日商の手に歸したのに對し、在日華商が綿製品、雜貨、海產物等の輸出についての蠅頭の商業利潤を獲得するにすぎないことを指摘し、商務挽回のためには各幫の對立競争を避け商會を設立し團結するの要あることを説く。續いて、張鴻領事から神阪華商側に宛てた勧告文には、商會設立遲延の諸原因につき次の五項目をあげる。即ち、（一）各幫が公所規則とその舊習に安泰たること、（二）各幫言語不通からする集議の杆格、（三）公所經費以外の商會經費の重複支出、（四）各幫心志齊からず、大團の虚名は小團の實行に如かないこと、（五）商會の總理が自幫に偏し他幫膜視の恐れあること、等の事情をあげる外、政府が商會に國債應募、海軍新設のための財政負擔を課するとの疑惑あることを指摘し、續いてこれ等の諸事情につき反駁する。即ち（十）に關しては既設の中華會館は法的に確認された團體ではないが、商會の性質を具備するから杞憂である。（二）に關しては學校教育の普及と商會内に國語研究會の設置、（三）に關しては中華會館客廳の暫借による經費の節減、（四）に關しては各人の公心に依頼して章程を遵守せしめること、（五）に關しては總理一名の外協理

數名を置き、各幫から總協理の中各一名を選出せしめることによつてこれ等の阻害事情を一掃しうることを説く。
更に、「商會有益説」の演講において成吉思汗兄弟四人の四箭一束の故事を以て各幫の團結を勸告した。

右の勸告に於て一貫することは、各幫の協同を強調したことである。神戸では既に早く神阪中華會館の設立において自律的に各幫の協同が成立し、商會職能の主要部分を果していたから、寧ろ屋上屋を架するの嫌いがあつた。併し乍ら、商會の設立による民主的發展と民族的團結は海外華僑商人社會の均しく切實に要求するところであつたから、右勸告に基き、廣、福、江三幫から總協理三名が選出され、初代の總理は廣東幫、協理には三江幫、福建幫から各一名があてられ、宣統元年三月十二日全埠各商幫一氣に神戸中華商務總會の成立を見るに至らしめた。

五 商會の幫別構成

長崎、神戸、大阪の各地に成立した中華商務總會は何れも地域別貿易商團體の聯合組織であつて、先に成立した神阪中華會館と同様の構成を示す。長崎と神戸は福、廣、江、三幫、大阪のそれは北幫、南幫（三江幫）の各貿易商團體の聯合からなり、神戸三江幫の場合は貿易商以外に洋服商と兩替商、廣福兩幫には買辦の加入を見るのが異例的であるが、何れも貿易とも關聯ある業務である。

大阪の總商會には後年吳服行商團體、理髮業團體も參加したが、南北幫兩公所會員が各自議決權、選舉權、被選舉權、施設利用權、意見開陳權、解散時の財産分配權を享受しうるにも拘らず、兩公所以外の諸團體についてはこれ等の諸權利を享受しうるのはその團體代表者にのみ限られていたから、依然として貿易商團體としての骨格は保存され

た。又、神戸の福建幫は正確には専ら貿易業務に携はる泉漳幫であつて、同じ福建幫でも貿易商に屬さない福州幫、福清幫等は除外されていた。このことは在日華僑社會が専ら貿易商を中核として構成される結果であつて、日本以外の地の各商會と相違する特殊性を示す。モースが海外各地華僑一人當本國送金額において在日華僑のそれを最高に推定したのもかかる事情に基^(註1)く。なお、原則として下級の同職團體の加入を見ないことは北京、上海、新嘉坡等各地の主要商會とも共通する傾向であつて、何れも紳董の領導によるいはば貴族的構成を保有する。商會の内部構成は前述の如く各幫領袖各一名宛が輪番制によつて總協理の任に當り、更に會董乃至理事は各幫の勢力關係、即ち會員數に略ぼ比例する一定數が選出される、昭和十四年復活の際における神戸中華總商會の理事の割當數は廣幫九名、三江幫三名、福建幫三名であつて、それは七十名前後の三幫所屬會員數に比例する額數である。

上述の如く、商會の構成が貿易商を主體とするにも拘らず貿易利益追求の單一目的結合に機械的に統轄されないで、なお内部的に出身地別による幫別構成が保持される。かく獨立の幫別組織の保持されていることは、社會的にその基盤に郷土關係による家父長制的な共同社會關係の支配、經濟的には郷土地方と緊密に聯絡されていることに基く。

經濟的に在日華僑の大半は日本と郷土地方、若しくはその海外發展地間の仲介商業、所謂出商業に従事する。大阪の北幫はその公所定款に「本會以中華民國河北山東奉天吉林及北部諸縣之人民組織之……協議華日貿易之發達」とあつて、その會員には山東省人最も多く華北地方とその移住先の滿洲方面を勢力範域とする。南幫は「浙江、江蘇、安徽、湖北各省之人民組織之」とある通り神戸の三江幫と共通する華中出方者からなる。神戸の廣業公所は「廣東旅神戸華僑直輸出入營業全體組織之」の如く廣東省殊に廣州府附近の出身者團體であり、福建公所

は「日華及び日本南洋貿易に従事する神戸在住の福建省出身並にその縁故者」であり、三江公所は「本會は中國江蘇省浙江省出身者及其他の中國出身の有志者を以て組織す」と規定される如く華中出身者からなる。且つ、何れも定款に日華或は南洋貿易の發達を期することを明かにする貿易商團體である。

これ等各幫の貿易は郷土地方を中心として展開される。即ち、北幫は華北、滿洲方面、南幫、三江幫は揚子江流域、福建幫は臺灣を含む華南並に比律賓、セレベス、爪哇、海峽殖民地等の南洋方面、廣東幫は華南並に香港、佛印、爪哇、新嘉坡、北中南米諸國方面の貿易業務に携はり、各幫の地域的對立が明かにされる。過去の日華貿易が華北滿洲方面に重點のおかれた結果、南洋、米國方面に見られない北幫の進出があり、一面、南洋方面において有力な地位を占める客幫、琼（海南島）幫、潮州幫は日本貿易と殆ど何等の關聯を持たなかつた結果その進出を見ない。これ等の在日華僑貿易の果たした役割は明治初期において棉花、大豆、砂糖等の輸入業務も見られたが、日清戰爭後は綿製品、雜貨、海產物等の中國大衆需要の消費材商品の輸出に終始した。即ち、本國南洋方面の廣汎な地域と多數の零細消費省への販賣組織網として、華商の前期資本主義的構造における問屋並に買辦制度が效果的に作用し、日本側の高度に發達した集約的貿易機關を以てしても容易にこれを排除し得なかつたのである。

滿洲事變勃發後、本國歸還者續出した後の昭和十一年度において大阪川口華商の對滿、華、關東州向輸出額は計八千七百四十六萬圓、大阪港該地向輸出總額三億四百二十七萬圓の二八・七％に該當し、又同年度神戸華商の對華、南洋諸國向輸出入額は概算四千萬圓と見積られる。^(註4)

本國との間に聯結された強固な華商販賣組織網の一例としては上海に日本雜貨の輸入を取扱う華商、即ち名東洋

莊は大正四年頃東洋貨公所を組織し、會所を上海西門各壽園におき、同公所に加入せんとするものは同業者の紹介と全體の同意を経るを要することとした。その目的とするところは（一）同業者の相互扶助と軋轢の回避、

（二）公所利益の維持、（三）貨物賣價の公議決定、（四）營業上の利弊の討議革新、であつた。新しく大阪に仕入店を設け又は出張員を派遣する場合は先づ公所に登録し、公所役員の紹介狀を持參し、大阪邦商側の團體である大阪貿易同盟會に聯絡の上取引しうることとなつた。なお同公所は滿洲事變後自然消滅した。

大阪の北幫は本國におけると同様の行棧制度であつて、行棧主と宿泊客である本國から派遣された仕入商とは通常出身地を同じくする緣故者である。その大半は山東省出身者であつて、本店所在地は哈爾賓、天津、大連、長春、青島等華北滿洲方面に及ぶ。天津には大正十二、三年頃大阪に仕入店又は出張員を有する約二十名が天津貿易共進會を組織し、上海の東洋貨公所と同様の機能を果さしめたが、大正十五年九月解散した。^{（註5）}

神戸における兩替商は三江幫の中浙江省出身者の專業とするところであり、同省身身者は上海金融界を支配するのみならず、三江幫の有力地盤である神戸に迄貿易業務と併行して發展した。

又、神戸に於ける海產物同業組合は昭和六年七月廣東公所と協定して同公所未加入の廣東出身貿易華商とは取引に應じないこととした。^{（註6）}神戸の廣東幫は特に對香港貿易に活躍したが、香港にも上海の東洋莊と同様の對日貿易に従事する日本莊が金山莊（對米貿易商）、南北九八行（本國南洋各地間取引商）と相並んで存在していた。

以上、各幫貿易商が郷土地方との間に緊密に聯絡され自主的な獨占化の傾向あることを明かにしたが、その内部構造においては資本主義社會の如く完全に物的化されないで宗族的、郷土的、共同社會關係に基く家父長的な人的關係

が支配する。無爲替輸出、信用貸付、團體組織による共同擔保制、家族的郷土的觀念からする恒産保有としての不動産投資への偏倚と資本の固定化、並に家郷送金、ひいては生産資本への轉換の困難、株式會社の未發達等前期資本主義的構造を呈示する。かくの如く、經濟的社會的內部凝聚力は郷土關係による帮別組織の成立となり、集成團體としての商會も各帮の聯合組織であつて、完全な融合統一を見るまでには至らなかつた。

大阪の場合は北幫の勢力が大であつて、總商會は同公所内に寄生した。長崎では先に福建會館に後には廣東會所に民國十年まで假寓した。横濱と神戸においては中華會館内に附設されて有名無實の存在に近かつた。神戸のそれは昭和十四年二月社團法人神戸中華總商會としての復活を見、日本側官邊の慫慂により廣東、福建、三江各公所は解散してその財産は商會側に繼承され、單一統合團體としての發足を見たが、なお前述の如く理事制、委員制等において内部的に帮別構成が保持されていた。

(註1) H. B. Morse, *An Inquiry into the Commercial Liabilities and Assets of China in International Trade*, (Shanghai 1904), p. 13. において在日華僑は主として商人、買辦、兩替商と少數の使用人等であつて洗濯商、苦力等ではないから、一人當送金額は在米華僑よりもより多額な五〇〇香港弗、合計二、七五〇、〇〇〇香港弗と査定されうるとしてゐる。

(註2) 民國六年の長崎中華總商會修訂章程第二十四條には「商會法祇准設會長一員副會長一員乃外洋與內地情形不同查長崎華僑向分廣閩江三帮僅設二員恐難兼顧是以以前清稟明農工商部核准添設協理一每幫各舉一人免其向隅以示公平庶可廣集衆思聯合一氣不致軒輊今擬仍添設副會長一員稟請農商部俯准變通辦理」と這般の事情を明かにする。

(註3) 大阪市産業部、事變下の川口華商(昭和十四年刊)五一頁參照。

日本における華僑社會の發展

一 緒論 第十八卷 第四號

- (註4) 貿易局、阪神在留の華商と其の貿易事情(昭和十三年刊)二七二頁参照。
 (註5) 貿易局、前掲書、一九九頁参照。

六 各幫協同化の傾向

上述の如き商會の幫別構成は既に徳川時代長崎における華僑の寺院團體である興福寺(三江幫)、崇福寺(福州幫)、福濟寺(泉漳幫)、聖福寺(廣東幫)に具現され、次いで明治年間の會館公所時期、明治末期以後の商會時期に至るまで一貫するところの在日華僑社會の發展を特質づける集團構成であつた。かかる貿易商の幫別構成は郷土經濟との緊密な基盤の上に成立することは前述の通りである。併し乍ら、グロースが英國中世の商人ギルドについて「當初から商人ギルドの存在理由であつた利得或いは自利欲求は時として最も非難すべき我利の樣式にまで惰した^(註1)」との非難、又、所謂畛域を分ち漁散する幫派觀念としての排斥はこの場合その儘妥當しない。勿論、華南地方の姓氏團體の分類械闘、嘗ての馬來に於ける海山、義興兩公司の械闘の例もあつたが、在日華僑社會の發展過程においては徳川時代長崎において廣東幫が他の三幫と同等に仲間入し得なかつた事例以外、顯著な對立闘争は發見され得ない。

寧ろ、幫別集團構成の保守される一面本國社會とも共通するところであるが、政治的、社會的、經濟的に大同團結の傾向を多分に保有する。當初の長崎の寺院團體時期においても崇福、福濟、興福の三福寺の本年番、土神並に送り昆布番、非番の輪番制による祭祀的、友誼的、相互扶助的諸職能の公平分擔に各幫協同化の傾向が明確に把握される。次いで、明治中期に横濱、神戸その後函館に各幫の協同提携により成立した中華會館は長崎寺院團體の果した葬祭

禮、友誼的集會に關する諸職能を踏襲する以外に、經濟問題に關する公議、商事紛争の公斷調解、外部官民側諸機關との聯絡折衝等商會の前身としての諸職能をも果していた。神戸、大阪各幫公所の定款にはその設立宗旨として何れも貿易商團體としての發展以外に相互の親睦、社會救濟その他公共諸善舉をなすを目的とすることを明規する。しかも、それが具文に終らないで長崎三福寺に匹敵する宏壯華麗な神阪中華會館の協同建設となり、公共諸善舉が同會館を中心として展開され、一方その經濟的諸職能は後年商會に引繼がれたのである。即ち、商會と會館は神阪華僑社會の盾の兩面であつて、前者は主として貿易商團體としての經濟的機能、後者は郷土意識による共同感情を聯結融合和衷共濟の大同觀念の下に、一般中國人を對象とする公共事宜の遂行を目的とする相互扶助團體としての機能を果し、更に兩者の聯合により政治的機能が果されたのである。商會が先に會館内に假寓し、且つ兩者の理事長一名副理事長二名計三名の各幫代表は共通していたから、商會の新設は法的に確認された名義上の變更であつて、事實上格別の變化を齎さなかつたのである。

一幫のみに關する社會的經濟的諸問題は當該幫公所内において處理されるが、兩幫に跨るか、全幫に關聯する場合經濟問題については商會において、社會問題は會館において、政治問題は各幫並に國民政府の成立前後からはその他下級同職團體等の全體参加により會館内において集合討議の上處理された。

その場合の討議方法について新嘉坡中華商務總會試辦章程第八章議事專條には「如係閩粵兩幫人員各半方得評斷、其餘各事不分閩粵」とあり、一幫のみの問題はいふまでもなく、各幫公所内で處理されるが、閩粵兩幫間の諸問題は同數の役員を商會に招集の上討議され、その餘の全幫に關聯する場合は閩粵幫の區分をしないことが明かに

される。右の方法はその他各地の商會の討議方法についても妥當するところである。

右において小集團の聯合から漸次尖塔狀に大集團が構成されゆく過程が明かにされる。その場合、商人の社會ではあつてもあくまでも宗族乃至は郷土による共同社會關係が保守され、市民的資本主義社會におけるが如く人的疎外を見ないのである。孫文は三民主義の中に宗族、鄉黨の傳統的な小集團的基礎の上に國族團體を結集せしめるべきことを説いたが、そのことは商會の設立に際しても有力に實現されたのである。更に、一都市内における商會設立による民主的機構確立のみならず、異族專制支配に對する反抗と諸外國の壓迫による民族意識の昂揚は、中國内外各地における商會の相互聯絡による大同團結を促進した。清朝は頽勢挽回のため遂には變法自強説を採用し商會を設立せしめて民力結集の方向に進んだが、滅滿興漢意識の昂揚による各地商會の民族主義的團結を誘導し、革命黨への資金的援助、外國借款による鐵道國有化への反對呼應となり、辛亥革命の實現を自ら促進化せしめる結果に終つたのである。

(註1) Charles Gross, *The Gild Merchant* (Oxford, 1890), Vol. I, p. 36.

七 商會の職能

商會の職能について前清末に公布された商會簡明章程に規定するところのものは既述の通りである。それには會館公所の慣行を採用し、商事公斷、價格統制に關する自治權を認容し、その他官廳代行事務に關する廣汎な權限が賦與され、本邦商業會議所が概して政府への諮問調査報告機關にすぎない實情に比較すればその懸隔は甚だしい。國民政府の成立後民國十八年(一九二九年)公布され、後同二十七年(一九三八年)一月修正公布された修正商會法の第

一條には「商會は工商業及び對外貿易の發展を圖り、工商業の公共福利を増進するを宗旨となす」と規定し、更に第三條において商會の職務につき、(一)工商業の改良及び發展を籌議する事項、(二)工商業の徵詢及び通報に關する事項、(三)國際貿易の紹介及び指導に關する事項、(四)工商業の調處及び公斷に關する事項、(五)工商業の證明及び鑑定に關する事項、(六)工商業の統計の調査編纂に關する事項、(七)商品陳列所商業學校或いはその他工商に關する公共事業を設辦することを得、但し當該官署の許可をうくべきこと、(八)市面恐慌のことある場合はこれを維持若しくは地方政府の維持を請求するの責任を有す。(九)第一條に掲ぐる宗旨に合するその他事項の辦理の諸項目を規定する。

更に、破産法には商會の和解規定(同法第四十一—五十六條)が設けられ、債務完済不能の商人は破産申告前に當該地の商會に對し和解を請求しうることとした。(同法第四十一條)。如上の商會の職能に關する法規上の解釋をさけ、以下商會が事實上果すところの主要職能の大意につき明かにする。

商會の主要職能の一は垂直的に官廳と下位商工團體相互間、水平的に民間團體相互間の中樞における仲介機關としての役割である。商會の取扱文書の形式には上位官廳からの命令を下位團體に指示する「令文」、下位の會員に指示する「通告」、更に商會から上位官廳への「呈文」、商會から各民間團體並にその會員間の「公函」の四種類に分別されるが、この四形式における文書を總覽する場合に最もよく商會の仲介的機能が把握される。取扱はれる問題の範圍は經濟關係が主であつて、商慣習の檢討、經濟的諸紛議の調停、租稅徵收に關する示達、恐慌時における經濟統制、新法施行に關する注意、その他公共施設、社會救済、民衆生活一般に關する社會問題、ひいては内治外交に關する政

治上の諸問題等廣汎な領域に跨り、その限界を明確にし難い。

その場合、商會は都市における民間輿論の唯一の貯水池として有力に作用する。この點、嘗ての英國の自由貿易運動において強力に民間輿論を政治に反映せしめた英國諸都市、殊にマンチェスターにおける商業會議所の活動を彷彿せしめるが、他面それとは相違して上から下へ、即ち官廳の意思傳達のみならず、その事務代行の半官的行政機關としての作用が並存することを見逃し得ない。その代行事務は各般の證明、登記等の些末な事項から、法規の解釋、恐慌時の價格統制、食糧對策の實施、非常時に際しての商團組織による軍警補助、政府への資金援助の下部團體への割當等その情勢如何によつて非經濟的諸事項にまで及ぶ。

商會の仲介職能については本國主要都市の上海、北京、天津、漢口、廣東等における商會には商業月報、商業旬刊、年鑑、七十二行商報等の定期刊行物があつて明かにされるが、日本各地の商會は何れも小規模であつて、かかる刊行物もなく明かにし難い。ただ商會の前身である神阪中華會館の議事録、昭和十四年一月に復活した神戸中華總商會の事業報告書等を参照する場合に、本國における商會のそれと全然共通することが理解される。

本國郷土地方における諸問題の輿論の喚起はその出先同郷團體である當該幫公所を通じて商會に反映され、同舟共濟各幫合議の上改めて商會の全體決議として本國政府その他各關係方面への通達となり、輿論の統一過程は集團權威に即應して尖塔狀的に展開される。清朝倒壞の主要な契機となつた鐵道國有と外債計畫についてもかかる傾向が明かにされ、會館と商會も右につき無關心ではあり得なかつた。神戸中華總商會の昭和十四年の復活後は當時の貿易統制に關聯する煩雜な諸事項が本國政府、日本側官廳、諸統制組合の中間にあつて處理されていた。

商會の第二の主要職能は商事の公斷である。中國歴代の法律は刑法が主であつて、戸律の倉庫、課程、錢債、市廛に多少商事に關するものを見たにすぎない。欽定大清商律が公布されたが、商人通則九ヶ條、公司法百三十一ヶ條からなる簡素なものであり、北京政府が民國三年三月一月に公布した商人通例も本邦商法の總則に該當する部分だけであつて、極めて不備である。國民政府の成立後民商法一典主義により民國十八年五月二十三日公布を見た民法には商行爲に該當する部分が採用され、その他票據法、海商法、保險法等商事關係法規が相次いで公布されたが、何れも外國法規の翻譯的輸入の傾向があつた。従つて、舊來保持されて來た民間の商慣行に妥當しない部分が少くなかつたから、商事紛争に際しては法院に訴うるより先づ商會の公斷に附された。商會法も亦抽象的法規の實效性なきことを肯定し商會に商事公斷處を附設することを認めた。更に、破産法第四十一條により破産申告前に商會の和解を請求する。この破産の和解による債權整理は商事公斷處の處理する事件の大半を占める。神戸中華總商會には法廷に類する設備はなく、在留華商の少數であることからして處理件數も少く、會館の議事録には商事に關して宣統元年九月に一件破産の調停が記録されるにすぎない。

これ等の紛争の調停については、先づ各幫毎に公所に集合し意見を徴して後各幫代表即ち審理權を持つ紳董達の商會への參集となり、一團和氣の協調的勞團氣に輿論を統一して息訟和解仁怒公平の原則に従つて解決される。當事者の双方若しくは一方が不服從の場合は改めて法院に伸訴されるが、「屈死不告狀、餓死不作賊」の鄙諺にも證しうる如く萬止むを得ない外はこれを見ない。中國商人社會の基調がなお對人信用に置かれる結果であつて、一旦官訴となれば體面保持のため入費を顧慮することなく財産を蕩盡するのを常態としたからである。

商會を特質づける第三の主要な職能は公共的諸事業の經營である。右については商會法（第一條並に第三條七項）、神戸中華總商會章程（第四條、第五條第七項）に規定される。即ち、商會は經濟的利益増進のためのみの商業團體ではなく、廣く當該地區居住の同國人に對する教育、衛生、友誼的集會、失業、歸國等に對する社會救濟事業をも併せ經營する。神戸の商會は既述の如く中華會館から分身したものであるから機能的には兩者を總合して觀察されねばならない。商會側では先に亡命した保皇黨の康有爲等により創設された同文學校と神阪中華公學の兩校の合併による神戸中華同文學校を經營し、十一名の學務委員を以てこれを監督する。その他の友誼的集會、墓地管理、施棺等の事宜は會館側において擔當された。同商會の會員數は六、七十名程度しかすぎないが、その公共事業については兵庫縣下約五千名（昭和十五年末四、八八〇名）の僑胞、會館の主要事業である墓地管理については東は名古屋、西は廣島方面に至る地域の僑胞を對象とした。葬祭禮、棺柩の保管等については別に長崎の四福寺は九州一圓、横濱中華會館は名古屋以東關東一圓、函館中華會館は北海道方面と日本を四分管轄して憾みなからしめた。

會館と共通する商會の理事所謂紳董達は華僑商人社會の長老として、全體の福祉を念頭におき無給の名譽職に甘んじ、公共事業に對しては國家の補助を俟たずして出捐し、送迎來吊生送死の具としての會館、墓地、學校等の完備に躊躇しなかつた。會館並に商會の常年經費と臨時の出捐は、何れも各貿易商の貿易額乃至は財産額による各自の負擔力に公平按分された。多額の出捐能力ある殷商であつて、且つ名望あるものが紳董の地位についた。即ち、商會は貿易商團體としての利益社會的構成の一面に、倫理と慣行の支配する家父長的な共同社會關係を交錯せしめ、上位集成團體としての會館と表裏一體をなして華僑社會の尖端を構成していた。

なお、商會の強制力は會員以外には及び得ないが、會員に對しては、團體を汚辱する者(章程第九條第三項)、本會の會務を履行せず及び營業の不正當なる者(同第六項)は理事半數以上出席の上四分の三以上の決議により除名處分される。それは貿易商としての經濟的社會的な自主的集團生活の放棄であつて、致命的に均しい制裁である。商會への加入強制は法規的に認められていないが、在神華僑貿易商の中商會に参加しないものは皆無であつて、その自治的に
 おいて決定された諸事項の拘束力の緊度が極めて強いことが理解されうる。

八 結 論

上述するところにおいて商會はその自治的機構において西歐中世のマーチャント・ギルド乃至はハンザに相似する。併し乍ら、彼におけるように何等の商業獨占權を享受しない。前清の外國貿易獨占團體であつた廣東十三洋行、厦門洋行、寧波辦銅商人團體等は阿片戦争後外國勢力の東漸による自由貿易時代の開始と共に何れも消滅し去つた。西歐においても自由主義時代の開始と共に、マーチャント・ギルドは消滅してそれに代つて商業會議所の出現を見た。^(註1)中國においても清末變法自強説により官僚專制支配の弊を矯め、民間自治能力の起用の立場からする内部的にもり上る民主化の傾向と、外部的にも諸外國經濟勢力の侵透に對する保國強土の民族意識の昂揚の中に各幫の一致協同が促進され商會の誕生を見た。併し乍ら、彼の如く抽象的法規の支配する市民的資本主義社會への發展を見ず、宗族的、郷土的鞏帯による家父長的な共同社會關係が傳統的に保守され、小集團から大集團への聯合統一による尖塔狀的な社會構成を形成する。従つて、華僑の全員が一市民として直接的平等的に結合されるのでなく、宗族、鄉黨、漢民族の一員

として段階的に組織化統一され、一方小集團の人的共同社會關係も喪失せしめられていない。ウィットフォードが「個々の都市の範圍内においてすらも商業資本家層として組織上（いやそれどころか實踐的にさへも）統一的に自己を組織することに成功しなかつた。」とし、中國商人社會の分裂性のみを強調することは既述の如く一面觀に惰した救い難い誤謬である。寧ろ、ギークが「共同體若しくは組合協同體の缺除が多くのローマ民族をして市民自由の發達を阻止し、それ等の實在が英米の自由を最も確實に保持せしめ得た主要根據である。」と指摘した如く、日本における華僑社會についても歴史的に徳川時代以降寺院團體、會館公所、商會の三時期を経て充分の國家保獲を受けることなくして自主的に安定的發展を遂げ得たことは、如上の共同社會關係が根深く保持されていたことに據る。勿論、英米社會の合理主義的精神に見られる如き強いパトスは發露されないで資本主義的發展を遂げるに至らなかつたが、時代の潮流と共に東洋的性格における前期資本主義的な商人社會の傳統的發展を商會を中心として實現せしめ得たのである。在日華僑社會の發展につき前清末以降商會が會館と表裏一體をなして果たした役割は顯著であつて、寺院團體から會館公所の時期に次いで、商會の第三時期を劃しうるものといはねばならぬ。

(註1) Leone Levi, *The History of British Commerce*, (London, 1880.) pp. 333—6.

(註2) K. A. Wittfogel, *op. cit.* S. 715. 平野義太郎監譯、前掲書三四九頁參照。

(註3) Otto Gierke, *Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft*, 1, Bd. S. 3.